

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域の指定【環境局環境監視部環境監視課】 2
- 徴収事務の委託【市民文化スポーツ局地域・人づくり部地域振興課】 3

◇ 公 告

- 一般競争入札による市有財産の売払い【財政局財務部財産活用推進課】 14
- 北九州広域都市計画地区計画の決定原案の縦覧【建築都市局計画部都市計画課】 18

北九州市告示第310号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、次の土地を特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域に指定することについて、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。また、この告示により指定する形質変更時要届出区域に係る同法第15条第1項に規定する台帳は、北九州市環境局環境監視部環境監視課及び北九州市立文書館に備え付ける。

令和5年8月3日

北九州市長 武内和久

1 指定する形質変更時要届出区域

北九州市八幡西区大字熊手2574番、2577番1、2672番、2716番及び大字藤田2386番の各一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

クロロエチレン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、1, 2-ジクロロエチレン、1, 3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物、シマジン、チオベンカルブ、チウラム、ポリ塩化ビフェニル並びに有機りん化合物

3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

北九州市告示第 3 1 1 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、市民センターの使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 8 月 3 日

北九州市長 武 内 和 久

市民センターの名称	受 託 者		委託期間
	名 称	住 所	
北九州市立老松市民センター	老松まちづくり 連合協議会 会長 猿渡一正	北九州市門司区 庄司町 4 番 1 6 号	令和 5 年 4 月 1 日か ら令和 6 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立清見市民センター	清見まちづくり 協議会 会長 山下洋介	北九州市門司区 清見三丁目 1 番 1 号	令和 5 年 4 月 1 日か ら令和 6 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立清見市民センター古城市民サブセンター	古城まちづくり 協議会 会長代 行 増田英司	北九州市門司区 浜町 6 番 2 5 号	令和 5 年 4 月 1 日か ら令和 6 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立小森江東市民センター	小森江東まちづ くり協議会 会 長 都城俊彰	北九州市門司区 風師三丁目 9 番 2 0 号	令和 5 年 4 月 1 日か ら令和 6 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立小森江西市民センター	小森江西校区ま ちづくり自治連 合会 会長 吉 田浩二	北九州市門司区 矢筈町 5 番 4 2 号	令和 5 年 4 月 1 日か ら令和 6 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立白野江市民センター	白野江まちづく り協議会 会長 望月逸郎	北九州市門司区 白野江二丁目 1 3 番 1 号	令和 5 年 4 月 1 日か ら令和 6 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立大里東市民センター	大里東まちづく り協議会 会長 森川裕久	北九州市門司区 下二十町 3 番 7 号	令和 5 年 4 月 1 日か ら令和 6 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立大里南市民センター	大里南まちづく り協議会 会長 中園龍一	北九州市門司区 原町別院 1 3 番 2 7 号	令和 5 年 4 月 1 日か ら令和 6 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立大里柳市民センター	大里柳まちづく り協議会 会長 吉野益生	北九州市門司区 高田二丁目 2 番 1 8 号	令和 5 年 4 月 1 日か ら令和 6 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立田野浦市民センター	田野浦まちづく り協議会 会長 西岡宏文	北九州市門司区 新開 6 番 1 1 号	令和 5 年 4 月 1 日か ら令和 6 年 3 月 3 1 日まで

北九州市立東郷市民センター	大積校区まちづくり協議会 会長 小田穂積	北九州市門司区黒川西一丁目3番26号	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
北九州市立東郷市民センター柄杓田市民サブセンター	柄杓田まちづくり協議会 会長 長谷和夫	北九州市門司区大字柄杓田1407番地1	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
北九州市立錦町市民センター	錦町まちづくり協議会 会長 玉水博明	北九州市門司区清滝三丁目5番5号	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
北九州市立西門司市民センター	西門司校区まちづくり協議会 会長 藤原俊和	北九州市門司区稲積一丁目3番2号	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
北九州市立萩ヶ丘市民センター	萩ヶ丘まちづくり協議会 会長 渡邊 悟	北九州市門司区大里戸ノ上三丁目8番1号	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
北九州市立藤松市民センター	藤松まちづくり協議会 会長 中村泰敏	北九州市門司区上藤松二丁目3番31号	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
北九州市立松ヶ江北市民センター	松ヶ江北まちづくり協議会 副会長 古田伸吉	北九州市門司区大字畑903番地	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
北九州市立松ヶ江北市民センター伊川市民サブセンター	伊川まちづくり協議会 会長 樋口恵二	北九州市門司区大字伊川1462番地1	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
北九州市立松ヶ江南市民センター	松ヶ江南校区まちづくり協議会 会長 松本征幸	北九州市門司区吉志新町二丁目1番1号	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
北九州市立丸山市民センター	丸山まちづくり協議会 会長 赤野敬一	北九州市門司区長谷一丁目14番28号	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
北九州市立足原市民センター	足原校区まちづくり協議会 会長 岩村秀喜	北九州市小倉北区足原二丁目8番3号	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
北九州市立足立市民センター	足立校区まちづくり協議会 会長 緒方直文	北九州市小倉北区宇佐町一丁目8番15号	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
北九州市立泉台市民センター	泉台校区まちづくり協議会 会長 村上隆彦	北九州市小倉北区真鶴一丁目5番15号	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

北九州市立 到津市民セ ンター	到津校区まちづ くり協議会 会 長 村上嗣英	北九州市小倉北 区下到津四丁目 3番2号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 井堀市民セ ンター	井堀校区まちづ くり協議会 会 長 柏木 作	北九州市小倉北 区井堀三丁目1 5番2号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 今町市民セ ンター	今町校区まちづ くり協議会 会 長 福丸清生	北九州市小倉北 区今町三丁目1 9番2号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 北小倉市民 センター	中井校区北小倉 まちづくり協議 会 会長 廣木 直利	北九州市小倉北 区中井一丁目1 0番1号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 貴船市民セ ンター	貴船校区まちづ くり協議会 会 長 醒井重政	北九州市小倉北 区白銀一丁目5 番8号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 清水市民セ ンター	清水校区まちづ くり協議会 会 長 福田義憲	北九州市小倉北 区弁天町6番5 号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 霧丘市民セ ンター	霧丘校区まちづ くり協議会 会 長 石橋明一	北九州市小倉北 区黒原二丁目3 0番30号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 小倉中央市 民センター	小倉中央市民セ ンター運営委員 会 運営委員長 野上嗣之	北九州市小倉北 区堺町二丁目4 番24号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 小倉中央市 民センター 藍島市民サ ブセンター	藍島校区まちづ くり協議会 会 長 濱崎 勉	北九州市小倉北 区大字藍島24 3番地の3	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 桜丘市民セ ンター	桜丘校区まちづ くり協議会 会 長 三好 孝	北九州市小倉北 区上富野五丁目 6番21号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 三郎丸市民 センター	三郎丸校区まち づくり協議会 会長 木村年伸	北九州市小倉北 区熊本一丁目1 2番1号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 寿山市民セ ンター	寿山校区まちづ くり協議会 会 長 村松 正	北九州市小倉北 区大島三丁目1 0番2号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 富野市民セ ンター	富野校区まちづ くり協議会 会 長 梅野秀麻呂	北九州市小倉北 区須賀町6番2 3号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで

北九州市立 中井市民セ ンター	中井校区まちづ くり協議会 会 長 後藤昭二	北九州市小倉北 区井堀二丁目7 番4号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 中島市民セ ンター	中島校区まちづ くり協議会 会 長 荻北憲佳	北九州市小倉北 区昭和町16番 2号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 西小倉市民 センター	西小倉校区まち づくり協議会 会長 日高 徹	北九州市小倉北 区大門一丁目5 番2号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 日明市民セ ンター	日明校区まちづ くり協議会 会 長 太田徹臣	北九州市小倉北 区日明四丁目3 番7号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 南丘市民セ ンター	南丘校区まちづ くり協議会 会 長 梶 務	北九州市小倉北 区熊谷一丁目2 6番15号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 南小倉市民 センター	南小倉校区まち づくり協議会 会長 三浦明德	北九州市小倉北 区新高田一丁目 10番3号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 長行市民セ ンター	長行校区まちづ くり協議会 会 長 伊崎 實	北九州市小倉南 区徳吉西三丁目 3番16号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 企救丘市民 センター	企救丘校区まち づくり協議会 会長 岡本広治	北九州市小倉南 区徳力四丁目1 7番5号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 北方市民セ ンター	北方校区まちづ くり協議会 会 長 森谷一久	北九州市小倉南 区北方二丁目1 6番10号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 朽網市民セ ンター	朽網校区まちづ くり協議会 会 長 目良公昭	北九州市小倉南 区朽網西三丁目 6番39号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 葛原市民セ ンター	葛原校区まちづ くり協議会 会 長 廣松謙治	北九州市小倉南 区葛原本町三丁 目4番34号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 広徳市民セ ンター	広徳校区まちづ くり協議会 会 長 安東吉松	北九州市小倉南 区徳力六丁目3 番2号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 志井市民セ ンター	志井校区まちづ くり協議会 会 長 大迫隆典	北九州市小倉南 区大字志井27 9番地	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 城野市民セ ンター	城野校区まちづ くり協議会 会 長 竹村信芳	北九州市小倉南 区富士見三丁目 1番3号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで

北九州市立 曾根市民セ ンター	曾根校区まちづ くり協議会 会 長 松井清記	北九州市小倉南 区中曾根三丁目 9番7号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 曾根東市民 センター	曾根東校区まち づくり協議会 会長 三郎丸正 熙	北九州市小倉南 区下曾根四丁目 22番3号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 高蔵市民セ ンター	高蔵校区まちづ くり協議会 会 長 神代秀則	北九州市小倉南 区上吉田三丁目 1番1号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 田原市民セ ンター	田原校区まちづ くり協議会 会 長 川崎保幸	北九州市小倉南 区田原三丁目1 6番31号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 徳力市民セ ンター	徳力校区まちづ くり協議会 会 長 久留島慶子	北九州市小倉南 区南方二丁目5 番37号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 長尾市民セ ンター	長尾校区まちづ くり協議会 会 長 吉本 保	北九州市小倉南 区長行西一丁目 1番1号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 貫市民セン ター	貫校区まちづく り協議会 会長 嶋津政美	北九州市小倉南 区西貫一丁目1 1番1号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 沼市民セン ター	沼校区まちづく り協議会 会長 田中義則	北九州市小倉南 区沼緑町四丁目 28番1号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 東朽網市民 センター	東朽網校区まち づくり協議会 会長 利光 央	北九州市小倉南 区大字朽網12 15番地1	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 東谷市民セ ンター	東谷地区まちづ くり協議会 会 長 内尾正憲	北九州市小倉南 区大字木下70 4番地1	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 守恒市民セ ンター	守恒校区まちづ くり協議会 会 長 笹月二男	北九州市小倉南 区守恒二丁目8 番36号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 湯川市民セ ンター	湯川校区まちづ くり協議会 会 長 村内 実	北九州市小倉南 区湯川一丁目8 番33号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 横代市民セ ンター	横代校区まちづ くり協議会 会 長 小清水栄	北九州市小倉南 区横代東町四丁 目13番1号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 吉田市民セ ンター	吉田校区まちづ くり協議会 会 長 齊藤 博	北九州市小倉南 区中吉田六丁目 27番5号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで

北九州市立 両谷市民セ ンター	両谷まちづくり 協議会 会長 三井勇策	北九州市小倉南 区徳吉南一丁目 6番10号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 若園市民セ ンター	若園校区まちづ くり協議会 会 長 築別邦博	北九州市小倉南 区若園四丁目1 番50号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 青葉市民セ ンター	青葉地区まちづ くり協議会 会 長 今村史子	北九州市若松区 青葉台西一丁目 14番1号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 赤崎市民セ ンター	小石・赤崎校区 まちづくり協議 会 会長 鈴木 勝	北九州市若松区 西小石町8番2 号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 島郷市民セ ンター	島郷まちづくり 連絡協議会 会 長 小田國次	北九州市若松区 鴨生田二丁目1 番1号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 修多羅市民 センター	修多羅地区まち づくり協議会 会長 平野 建	北九州市若松区 白山一丁目9番 13号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 高須市民セ ンター	高須地区まちづ くり協議会 会 長 志多田宏	北九州市若松区 高須北一丁目1 番2号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 ひびきの市 民センター	ひびきの地区ま ちづくり協議会 会長 西之原 鉄也	北九州市若松区 ひびきの北8番 28号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 深町市民セ ンター	深町校区まちづ くり協議会 会 長 山口 毅	北九州市若松区 深町一丁目2番 12号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 藤ノ木市民 センター	藤ノ木校区まち づくり協議会 会長 井上千恵 美	北九州市若松区 赤島町20番1 3号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 二島市民セ ンター	二島校区まちづ くり協議会 会 長 内藤達次郎	北九州市若松区 東二島二丁目7 番3号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 古前市民セ ンター	古前地区まちづ くり協議会 会 長 岩男 學	北九州市若松区 古前一丁目28 番23号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 若松中央市 民センター	若松中央校区ま ちづくり協議会 会長 渡邊清 子	北九州市若松区 浜町一丁目1番 2号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで

北九州市立祝町市民センター	祝町まちづくり協議会 会長 田中慎一	北九州市八幡東区宮の町二丁目2番10号	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
北九州市立枝光市民センター	枝光まちづくり協議会 会長 森本三千雄	北九州市八幡東区日の出一丁目5番11号	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
北九州市立枝光北市民センター	枝光北まちづくり協議会 会長 宮田和明	北九州市八幡東区枝光二丁目8番5号	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
北九州市立枝光南市民センター	枝光一区まちづくり協議会 会長 野口康行	北九州市八幡東区中央三丁目9番5号	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
北九州市立大蔵市民センター	大蔵まちづくり協議会 会長 加藤俊男	北九州市八幡東区大蔵二丁目1番40号	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
北九州市立尾倉市民センター	尾倉まちづくり協議会 会長 吉村憲二	北九州市八幡東区尾倉一丁目15番2号	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
北九州市立尾倉市民センター天神市民サブセンター	尾倉まちづくり協議会 会長 吉村憲二	北九州市八幡東区尾倉一丁目15番2号	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
北九州市立陣山市民センター	陣山まちづくり協議会 会長 古海松博	北九州市八幡東区桃園三丁目1番1号	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
北九州市立高槻市民センター	高槻まちづくり協議会 会長 田島 誠	北九州市八幡東区中畑二丁目5番2号	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
北九州市立高見市民センター	高見まちづくり協議会 会長 伊藤一義	北九州市八幡東区高見二丁目8番20号	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
北九州市立槻田市民センター	槻田まちづくり協議会 会長 前田慎一	北九州市八幡東区松尾町19番1号	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
北九州市立平野市民センター	平野まちづくり協議会 会長 高田隆一	北九州市八幡東区桃園四丁目1番1号	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
北九州市立前田市民センター	前田まちづくり協議会 会長 牟田 宏	北九州市八幡東区祇園一丁目5番1号	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
北九州市立八幡大谷市民センター	八幡大谷まちづくり協議会 会長 畠中聡之	北九州市八幡東区中央二丁目1番1号	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

北九州市立 青山市民セ ンター	青山まちづくり 協議会 会長 中野 守	北九州市八幡西 区青山二丁目1 番3号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 赤坂市民セ ンター	赤坂まちづくり 協議会 会長 横田弘道	北九州市八幡西 区星和町28番 26号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 浅川市民セ ンター	浅川まちづくり 協議会 会長 舟木ヤス子	北九州市八幡西 区浅川日の峯二 丁目1番10号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 穴生市民セ ンター	穴生地区まちづ くり協議会 会 長 吉田泰一	北九州市八幡西 区鷹の巣三丁目 3番1号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 池田市民セ ンター	池田まちづくり 協議会 会長 岩崎克幸	北九州市八幡西 区茶屋の原一丁 目6番3号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 医生丘市民 センター	医生丘まちづく り協議会 会長 升田治幸	北九州市八幡西 区千代ヶ崎一丁 目12番15号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 永犬丸市民 センター	永犬丸まちづく り協議会 会長 上赤義信	北九州市八幡西 区美原町9番2 号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 永犬丸西市 民センター	永犬丸西まちづ くり協議会 会 長 石倉廣夫	北九州市八幡西 区永犬丸西町四 丁目21番13 号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 大原市民セ ンター	大原まちづくり 協議会 会長 白砂 稔	北九州市八幡西 区上上津役三丁 目21番21号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 折尾西市民 センター	折尾西まちづく り協議会 会長 木村栄久	北九州市八幡西 区日吉台一丁目 22番20号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 折尾東市民 センター	折尾東まちづく り協議会 会長 茂岡重男	北九州市八幡西 区光明二丁目2 番50号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 香月市民セ ンター	香月まちづくり 協議会 会長 中村 凧	北九州市八幡西 区香月中央一丁 目7番1号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 香月市民セ ンター香月 西部市民サ ブセンター	香月まちづくり 協議会 会長 中村 凧	北九州市八幡西 区香月中央一丁 目7番1号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで

北九州市立 楠橋市民セ ンター	楠橋まちづくり 協議会 会長 金子廣利	北九州市八幡西 区馬場山緑7番 41号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 熊西市民セ ンター	熊西まちづくり 協議会 会長 増田忠文	北九州市八幡西 区幸神四丁目3 番1号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 黒畑市民セ ンター	黒畑校区まちづ くり協議会 会 長 松永富士雄	北九州市八幡西 区幸神三丁目4 番3号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 黒崎市民セ ンター	黒崎まちづくり 協議会 会長 平山緑祐	北九州市八幡西 区藤田四丁目1 番1号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 上津役市民 センター	上津役まちづく り協議会 会長 森 照重	北九州市八幡西 区上の原二丁目 2番16号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 木屋瀬市民 センター	木屋瀬校区まち づくり協議会 会長 福原 武	北九州市八幡西 区木屋瀬東一丁 目12番1号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 陣原市民セ ンター	陣原まちづくり 協議会 会長 秋吉泰志	北九州市八幡西 区陣原三丁目2 3番9-101 号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 竹末市民セ ンター	竹末まちづくり 協議会 会長 太田正雄	北九州市八幡西 区若葉一丁目7 番1号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 千代市民セ ンター	千代まちづくり 協議会 会長 鷹井謙治	北九州市八幡西 区千代二丁目2 7番1号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 筒井市民セ ンター	筒井まちづくり 協議会 会長 田中敏博	北九州市八幡西 区山寺町6番3 0号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 塔野市民セ ンター	塔野まちづくり 協議会 会長 有本好男	北九州市八幡西 区塔野一丁目3 番2号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 中尾市民セ ンター	中尾まちづくり 協議会 会長 桑園英樹	北九州市八幡西 区三ヶ森四丁目 6番1号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 鳴水市民セ ンター	鳴水まちづくり 協議会 会長 向井浩義	北九州市八幡西 区東鳴水二丁目 4番16号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 則松市民セ ンター	則松まちづくり 協議会 会長 萩峯節雄	北九州市八幡西 区則松二丁目9 番1号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで

北九州市立 引野市民セ ンター	引野まちづくり 協議会 会長 野中悦子	北九州市八幡西 区別所町9番1 号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 星ヶ丘市民 センター	星ヶ丘校区まち づくり協議会 会長 黒岩文人	北九州市八幡西 区大字笹田92 0番地8	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 本城市民セ ンター	本城校区まちづ くり協議会 会 長 仲賢六郎	北九州市八幡西 区本城一丁目1 5番1号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 光貞市民セ ンター	光貞まちづくり 協議会 会長 篠原廣一郎	北九州市八幡西 区浅川学園台二 丁目23番2号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 八児市民セ ンター	八児まちづくり 協議会 会長 能美秀彦	北九州市八幡西 区町上津役東一 丁目17番1号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 八枝市民セ ンター	八枝まちづくり 協議会 会長 土井敏行	北九州市八幡西 区八枝三丁目8 番1号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 浅生市民セ ンター	浅生まちづくり 協議会 会長 隈井孝義	北九州市戸畑区 浅生二丁目13 番7号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 一枝市民セ ンター	一枝まちづくり 協議会 会長 堀渕 正	北九州市戸畑区 一枝一丁目8番 1号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 大谷市民セ ンター	大谷まちづくり 協議会 会長 石坂幸三	北九州市戸畑区 東大谷二丁目2 番44号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 鞆ヶ谷市民 センター	鞆ヶ谷まちづく り協議会 会長 大永直樹	北九州市戸畑区 西鞆ヶ谷町3番 17号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 沢見市民セ ンター	沢見まちづくり 協議会 会長 橋本民夫	北九州市戸畑区 小芝二丁目1番 4号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 三六市民セ ンター	三六地区まちづ くり協議会 会 長 井手國昭	北九州市戸畑区 小芝三丁目12 番2号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 天籟寺市民 センター	天籟寺まちづく り協議会 会長 三上久恵	北九州市戸畑区 夜宮二丁目4番 15号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 中原市民セ ンター	中原校区まちづ くり協議会 会 長 渡邊 登	北九州市戸畑区 中原西三丁目2 番1号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで

北九州市立 西戸畑市民 センター	西戸畑まちづく り協議会 会長 今泉孝子	北九州市戸畑区 南鳥旗町3番1 7号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 東戸畑市民 センター	東戸畑まちづく り協議会 会長 吉本茂行	北九州市戸畑区 千防三丁目1番 12号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 牧山市民セ ンター	牧山まちづくり 協議会 会長 横田健治	北九州市戸畑区 牧山四丁目1番 22号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで
北九州市立 牧山東市民 センター	牧山東まちづく り協議会 会長 篠原伸憲	北九州市戸畑区 新川町3番25 号	令和5年4月1日か ら令和6年3月31 日まで

北九州市公告第506号

市有財産を一般競争入札により売り払うので、北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年8月3日

北九州市長 武内和久

1 売り払う物件

別表のとおり

2 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

(2) 期間

この公告の日から令和5年9月27日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

3 入札の要領及び参加申請書を交付する場所及び期間

(1) 場所

ア 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

イ 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市広報室広聴課

ウ 各区役所総務企画課及び出張所

(2) 期間

この公告の日から令和5年9月27日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

4 入札の参加申請を受け付ける場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

(2) 期間

令和5年8月28日から同月31日までの毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札日時

別表のとおり

(2) 開札日時

入札締切り後直ちに行う。

(3) 入札及び開札の場所

ア 別表の番号の第7から第12までの物件

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市庁舎地下2階第6入札室

イ 別表の番号の第13の物件

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市庁舎地下2階第5入札室

6 入札に参加することができる者の資格

次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。

(1) 北九州市が行う市有地売払いに関し、下記の事実があった後2年を経過していない者

ア 入札を取り消されたことがある者

イ 落札者として資格を取り消されたことがある者

ウ 先着順売払いの申込みを取り消されたことがある者

エ 正当な理由がなく契約を締結せず、又は履行しなかった者

(2) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者

ア 入札に係る物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者

イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

ウ 法人でその役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であると知りながらこれを不当に利用している者
ク アからキまでに掲げる者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

7 入札保証金

- (1) 1物件につき5万円とする。
- (2) 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、市に帰属する。

8 入札の無効

契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

9 入札の中止

特別の事情がある場合は、入札を中止し、延期し、又は取り消すことがある。この場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受けても、北九州市は、補償の責めを負わない。

10 先着順売払いについて

売払い物件について入札者がいないとき、又は落札者が契約を締結しないときは、先着順により申請を受け付け売り払う。

- (1) 受付及び申請書を交付する場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

- (2) 受付期間

令和5年10月25日から令和6年2月22日まで（日曜日等、令和5年12月29日から同月31日までの日及び令和6年1月2日から同月3日までを除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

- (3) 買受資格

入札に参加することができる者の資格と同じ。

11 入札等に係る問合せ先

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

電話 093-582-2007

別表

番号	売り払う物件				入札日時
	所在地	公簿地目	実測面積 (㎡)	最低売却価格 (円)	
7	門司区庄司町 1804番1	宅地	414.77	2,740,000	令和5年9月26日（火）午前

					10時
8	小倉北区皿山町2531番90	宅地	846.64	16,770,000	令和5年9月26日(火)午前11時
9	小倉北区重住三丁目1264番5	宅地	140.55	8,170,000	令和5年9月26日(火)午後2時
10	小倉南区津田四丁目584番11	雑種地	131.16	4,250,000	令和5年9月26日(火)午後3時
11	小倉南区横代北町一丁目1338番2	宅地	182.84	5,400,000	令和5年9月27日(水)午前10時
12	小倉南区横代東町二丁目948番6	宅地	96.48	3,860,000	令和5年9月27日(水)午前11時
13	八幡西区大字笹田980番9	雑種地	153.41	2,170,000	令和5年9月27日(水)午後2時

北九州市公告第508号

地区計画の案を作成しようとするので、北九州市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和59年北九州市条例第34号）第2条の規定により次のとおり公告し、当該地区計画の原案を公衆の縦覧に供する。

なお、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第2項に規定する者は、当該地区計画の原案について、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに、北九州市長に意見書を提出することができる。

令和5年8月3日

北九州市長 武内和久

1 都市計画の種類

地区計画

2 都市計画の名称及び区域

名称	区域
金剛地区地区計画	北九州市八幡西区金剛一丁目、馬場山東三丁目及び大字馬場山地内

3 都市計画の原案の縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建築都市局都市再生推進部事業推進課

4 縦覧期間

令和5年8月3日から同月17日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

5 意見書の提出要領

当該地区計画の原案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、令和5年8月24日までに、北九州市建築都市局計画部都市計画課に到着するように提出すること。